

## 財産の隠匿・散逸防止策についての主な論点

(消費者の財産被害事案への対応という観点からの課題)

### I 事業者の財産を特定して保全する方法

#### 【既存の制度】

##### 民事保全手続

#### ○ 保全の必要性の疎明について

個々の消費者が保全の必要性の疎明を行うことは困難な事案が多いのではないかと。

#### ○ 保全すべき財産の特定について

個々の消費者が保全すべき財産の特定を行うことは困難な事案が多いのではないかと。

#### ○ 担保について

消費者被害にあった消費者が担保を用意することは困難な事案が多いのではないかと。

#### 【新しい制度】

##### 1 行政による保全命令申立制度の導入

(民事上の責任追及を容易にするためのもの)

#### ○ 本案訴訟との関係について

- ・ 債権者ではない者が保全の申立てを行うことができるのか。
- ・ 私人間の本案訴訟を前提に、行政が保全の申立てを行うことができるのか。
- ・ 行政が保全の申立てを行うこととした場合、どのような公益が実現されると考えるか。その場合、申立ての要件をどう考えるのか。

#### ○ 本案及び保全すべき権利等の把握の方法について

個別の私人間の紛争に係る保全の必要性や保全すべき権利等を、行政がどのように把握することができるのか。

- 本案の訴えの不提起等による保全命令の取消しとの関係について
  - ・ 原告となりえる被害者（債権者）をどのように特定するのか。
  - ・ 本案の訴えの不提起等による保全命令の取消しを避けるため、本案訴訟提起済みの事案だけを対象とすることができるのか。
- 本案訴訟から独立した行政による保全命令の申立ての可能性について  
そもそも本案の権利がない保全が観念できるのか。

## 2 行政による被害金額返還命令制度の導入 (行政が被害者・被害金額を特定の上、返還を命令)

- 実体要件について  
返還を義務付ける実体法上の根拠規定が必要ではないか。
- 手続保障等について  
対審・公開の訴訟手続類似の手続による必要があるのではないか。  
(被害回復給付金制度は、刑事裁判手続が前提)
- 実効性について  
個々の被害者・被害金額を確定しない抽象的な行政指導と構成した場合、実効的な返還がなされないことにならないか。

## 3 行政の申立てによる裁判所の差止命令、被害回復命令制度の導入 (米国における injunction、disgorgement のようなもの)

- 実体要件について  
返還（被害回復）を義務付けるべき実体法上の根拠規定が必要ではないか。
- 手続保障及び訴訟追行権について
  - ・ 十分な手続保障が必要ではないか。
  - ・ 裁判の手続追行権を行政が持つことについて、どのような理由で正当化されるのか。
- 行政と司法との役割分担について

行政処分による執行と司法手続による執行の役割分担をどのように整理することができるのか。

○ **制度の運用可能性について**

行政において、返還の相手方となる個々の消費者、事業者が得た違法な利得額をどのようにして特定するのか。

## II 事業者の財産を特定せず、包括的に保全する方法

### 【既存の制度】

#### 1 破産手続

○ **破産債権の順位について**

最終的に被害救済に結びつかないのではないか。

○ **予納金について**

- ・ 被害者が準備することが困難な場合もあるのではないか。
- ・ 国庫仮支弁制度を活用することはできないか。

○ **個別の被害者と多数被害者との利益相反について**

事業者の破たんが予想されても、自己の債権回収を優先する個々の被害者からの破産手続開始申立てがなされることは期待できないのではないか。

#### 2 会社解散命令及び管理命令

○ **適用事案について**

当初は適法な目的で設立されたものの、後に詐欺又は詐欺的商法に転換したような事業者に対しては、会社法第 824 条第 1 項第 1 号は適用できないのではないか。

(会社法第 824 条第 1 項第 1 号では、「会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき」を会社解散命令事由としている。)

○ **調査権限について**

官庁等による法務大臣への通知（証拠の提出を含む。）の運用を見直すことが必要ではないか。

## 【新しい制度】

### 消費者庁による破産手続開始申立制度の導入

#### ○ 対象事案について

債権者でも監督官庁でもない消費者庁が、破産手続開始申立権を行使することが可能な場合について、どのように考えるか。

#### ○ 予納金について

私人の金銭債権を保全するため高額な予納金を国が負担する必要性について、どのように考えるか。

#### ○ 破産手続の目的との関係について

破産手続の第一次的な目的との関係をどのように考えるか。

#### ○ 参考となる制度との関係について

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく破産手続開始の申立制度と、どの点が共通していて、どの点が異なっているのか。

#### ○ 実効性について

完全な被害救済を行うことはできないのではないか。

#### ○ 調査権限について

消費者庁が事業者の破産原因を疎明するために、どのような調査が求められるのか。それを前提として、どういった調査体制・調査権限が必要となるのか。